

## 目次

### 選挙管理委員会

- 宮城県議会議員補欠選挙の期日（選挙管理委員会事務局）
- 宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第194条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額（同）
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（2件）（同）
- 開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所（同）
- 宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）

**官選管告示第 20 号**

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 34 条第 1 項の規定により、宮城県議会議員補欠選挙（巨理選挙区）を次のとおり行う。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 選挙期日 令和 8 年 4 月 5 日
- 2 選挙すべき議員の数 1 人

**官選管告示第21号**

令和8年4月5日執行の宮城県議会議員補欠選挙（巨理選挙区）における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年3月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- |          |        |        |
|----------|--------|--------|
| 1 選挙長    | 仙台市太白区 | 佐々木 佳代 |
| 2 同職務代理者 | 仙台市泉区  | 白 鳥 文子 |

## 官選管告示第 22 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により、令和 8 年 4 月 5 日執行の宮城県議会議員補欠選挙（亘理選挙区）における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市太白区長町 7 丁目 22 番 20 号 宮城県仙台南県税事務所
- 2 日時 令和 8 年 4 月 7 日 午前 10 時

**官選管告示第23号**

令和8年4月5日執行の宮城県議会議員補欠選挙（亘理選挙区）における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和8年3月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

候補者1人につき 金7,042,600円

## 官選管告示第 24 号

令和 8 年 3 月 26 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数  
37,703
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数  
335,643
- 3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数  
亶理選挙区 12,621

## 官選管告示第 25 号

令和 8 年 3 月 26 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 27 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

335,643

**官選管告示第26号**

令和8年4月5日執行の宮城県議会議員補欠選挙（巨理選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

令和8年3月27日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

**亘補選告示第1号**

令和8年4月5日執行の宮城県議会議員補欠選挙（亘理選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和8年3月27日

宮城県議会議員補欠選挙亘理選挙区選挙長 佐々木佳代

仙台市太白区長町7丁目22番20号 宮城県仙台南県税事務所

## 亘補選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和8年4月5日執行の宮城県議会議員補欠選挙（亘理選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和8年3月27日

宮城県議会議員補欠選挙亘理選挙区選挙長 佐々木佳代

- 1 場所 仙台市太白区長町7丁目22番20号 宮城県仙台南県税事務所
- 2 日時 令和8年4月2日 午後5時